

人工林整備促進支援事業実施要領

(趣 旨)

森林は地球温暖化の防止、生物多様性の保全、水源のかん養、災害の防止など多様な公益的機能を有している。しかし、近年、手入れが進まない森林の増加により、公益的機能の低下が危惧されている。

こうした中、愛知県においては、山から街まで緑豊かな愛知の実現を目指して「あいち森と緑づくり税条例」（平成20年愛知県条例第2号。以下「税条例」という。）及び「あいち森と緑づくり基金条例」（平成20年愛知県条例第5号。以下「基金条例」という。）を制定したところである。

この基金条例第1条に規定する施策のうち、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために、集約化が困難な小面積の森林の間伐及び、規模の大きい県営工事を請け負うことが困難な小規模な林業経営体の参入を促進する施策を「人工林整備促進支援事業」として、事業の実施に必要な事項をこの要領に定めるものとする。

(事 業)

第1 人工林整備促進支援事業（以下「支援事業」という。）は、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2の第1項の（1）に定める事業とし、その内容は、別記1のとおりとする。

(事業主体)

第2 支援事業の実施主体は、要綱第2の第2項に定める森林所有者及び林業経営体等（以下「森林所有者等」という。）とする。

2 ただし、第3で示す事業対象のうち、面積が2ha未満の森林については、支援事業の実施主体は、原則として、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき知事が指定する林業労働力確保支援センター（以下「労確センター」という。）とし、森林所有者等を間接補助事業者として、補助金交付の手続きを行うものとする。

(事業対象)

第3 支援事業の対象とする森林は、別記2のとおりとする。

(事前計画)

第4 支援事業を実施しようとする森林所有者等は、あらかじめ実施時期、実施予定箇所及び事業量等を記載した計画（様式1及び様式2）（以下「事前計画」という。）を作成し、知事又は労確センターに提出するものとする。

2 知事及び労確センターは、前項により提出のあった事前計画に記載された事業が、別記1及び別記2の内容及び対象であることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

3 知事は、第1項により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするように努めるものとする。

4 事前計画を提出した森林所有者等は、提出した事前計画の内容に変更が生じ、補助金額が増又は、20%以上減するときは、様式3により速やかに知事又は労確センターに報告し、事業対応の可否について確認する。また、原則として、事業完了後速やかに補助金交付の手続きを要綱第4及び第10により行うものとする。

(事業計画)

第5 補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付し、支援事業を実施しようとするときは、要綱第4による補助金交付手続きの際に、事業計画書(様式4)を添付するものとする。

(要綱に定める定額の額)

第6 要綱別表に定める当該事業に係る定額の額は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(平成23年3月31日付け22林整整第857号)」に基づき知事が定める標準単価のとおりとする。

(事業実施の条件)

第7 支援事業の実施にあたって、誓約書(様式5)を森林所有者と事業実施者の連名で作成するものとする。

2 前項の誓約に違反した場合は、補助金相当額を返還することとする。

(事業実施)

第8 森林所有者等及び労確センターは、適正に支援事業を行うものとする。

2 労確センターは、別紙を基にした人工林整備促進支援事業助成要領を作成の上、支援事業を行うものとする。

(実績報告)

第9 支援事業が完了した森林所有者等及び労確センターは、要綱第10に定める事業実績報告書に事業実績書(様式2又は様式4)を添えて知事に提出するものとする。

(書類の提出)

第10 この要領に基づく書類は、事業実施計画地の所在地が名古屋市であるときは、農林基盤局林務部森林保全課に、その他の市町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

ただし、補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときは、事業実施計画地の所在地にかかわらず、農林基盤局林務部森林保全課に提出するものとする。

(施業履歴の整備)

第11 知事は、補助金を交付した箇所について、台帳(様式7)を作成及び保管し、事業計画の完了年度の翌年度の4月30日までに愛知県森林クラウドシステムに施業実績を登録するものとする。

(補則)

第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

内容	備考
<p>1 林業活動では整備が困難な人工林について、公益的機能発揮のために実施する次の項目</p> <p>① 所有者調整 森林所有者の探索、森林境界が不明瞭な森林の境界確認及び合意形成</p> <p>② 保育間伐及び間伐（原則本数率 40%以上） 造林事業実施要領（昭和 48 年 9 月 18 日付け 48 治第 910 号）の別表 1 に掲げる森林環境保全直接支援事業のうち、保育間伐及び間伐に記載される事業内容</p> <p>③ 森林作業道整備及び施業路整備 造林事業実施要領の別表 1 に掲げる森林環境保全直接支援事業のうち、森林作業道整備に記載される事業内容及び、林内作業車等による間伐材の搬出等を行うのに必要な施業路の整備（幅 1.5m 以上 2.0m 以下）</p> <p>④ 関連事務 補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときに行う書類審査・検査等</p> <p>※①及び③については、②と併せて実施するものに限る。</p> <p>2 その他知事が認める措置</p>	

別記 2

対象とする森林	備考
<p>1 原則として次の条件を全て満たす森林</p> <p>① 森林法第 5 条に該当する森林、及び編入見込みの森林</p> <p>② 面積が 0.1ha 以上 5.0ha 以下の森林</p> <p>③ 公有林を除く森林</p> <p>④ 森林経営計画の認定を受けていない森林</p> <p>⑤ 事業実施年度の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において、国、愛知県、市町村及びその他団体の事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない森林</p> <p>2 その他知事が必要と認める森林</p>	

人工林整備促進支援事業画像撮影基準

1. 人工林整備促進支援事業における実績書に添付する写真は、事業実施前及び事業完了後の状況写真とする。その他、下表に基づく写真を撮影・保管し、必要に応じて、完了検査時に提示するものとする。
2. 写真については、GNSSの位置データが記録されたものとする。
3. 作業実施前後の写真については、作業状況が確認できるように、撮影箇所・撮影範囲・撮影方向等は概ね同じとすること。

作業種	撮影する作業内容 (※注1～2)	撮影頻度 (※注3)	適用等
保育 間伐	選木状況（作業中）	1 施行地につき検査箇所数と同等枚数以上	・選木完了したことが分かる状況
	作業実施前（近景）		
	作業実施後（近景）		
間伐	選木状況（作業中）	1 施行地につき検査箇所数と同等枚数以上	・実施した場合（定性は必須）
	作業実施前（近景）		・選木した場合、選木完了後の状況
	集材状況		・定性の場合、選木状況により定性であることが分かるよう努める
	造材状況		・車両系か架線系か分かる状況
	作業実施後（近景）		・架線系の場合は策張り状況が分かるもの
	搬出状況 （市場伝票等により材積等が確認できる場合）	1 集積箇所又は1 路網につき1 枚以上	・使用機械が分かるもの
	搬出状況（上記以外の場合）	全材積分	・定性か列状か分かるもの
森林 作業道 整備	開設又は改良前・中・後	1 路線につき、始点・中間点・終点をそれぞれ1 枚以上	・はい積み、トラック積み状況等
	伐開前・後		・実施した場合のみ
	除根状況	・実施した場合のみ	・測量ポール等により幅員等が分かるよう撮影すること
	構造物	1 構造物につき1 枚以上	・検査時に不可視となる構造物を除き、同程度の規格の構造物が2 以上ある場合は、2 以降は省略することができる
施業路 整備	森林作業道整備に準じる		

※注1) 原則として黒板等により作業種・施行地名、作業内容等が分かるよう撮影すること。

※注2) 採択要件等に応じて、測量ポール等により規格等が分かるよう撮影すること。

※注3) 検査箇所数とは、造林事業等検査要領第17条記載の本数調査法によるものを指す。

様式 1

(番 号)
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住 所
氏 名

人工林整備促進支援事前計画書について

人工林整備促進支援事業実施要領第 4 に定める事前計画書を別添のとおり提出します。

様式2

人工林整備促進支援事業 事前計画（実績）書

1 事業目的

2 事業実施森林

市（町村） 大字 字 番地（他 筆）（面積 ha）

3 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 事業内容（詳細は別紙1のとおり）

区 分	面積 (ha)	搬出 材積 (m ³)	延長 (m)	補助金額 (円)
所 有 者 調 整				
保 育 間 伐				
間 伐				
森林作業道整備				
施 業 路 整 備				
そ の 他				
計				

5 添付書類

- (1) 総括位置図（事業地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- (2) 事業地位置図（1/5,000）
- (3) 実測図、測量野帳
- (4) 間伐に係る「伐採及び伐採後の造林の届出」に係る適合通知書等（写し）
- (5) 森林所有者との受委託契約書（補助事業者と（4）の届出者が同じ場合は添付を省略することができる。）
- (6) 誓約書（様式5）
- (7) 所有者調整記録（様式6）
- (8) 作業記録、事業実施前後の写真

(注) 1 (3)～(8)は実績報告のみ添付。

2 写真については、別表の撮影基準によるもの。

人工林整備促進支援事業 内訳書

1. 保育間伐

番号	申請 予定時期	施行地			森林現況			伐採率等		所有者調整 対象面積 (ha)	施業 開始時期	補助金額(円)		
		市町村	大字・字	地番	面積 (ha)	樹種	林齢	伐採率 (%)	伐採予定 時期			保育間伐	所有者調整	計

※面積は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記入すること。材積は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

2. 間伐

番号	申請 予定時期	施行地			森林現況			搬出方法等				所有者調整 対象面積(ha)	施業 開始時期	補助金額(円)			
		市町村	大字・字	地番	面積 (ha)	樹種	林齢	間伐方法	作業 システム	伐採率 (%)	搬出材積 (m ³)			平均材積 (m ³ /ha)	間伐	所有者調整	計

※面積は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記入すること。材積は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

3. 森林作業道整備

番号	申請 予定時期	整備の内容			管理者	施業 開始時期	補助金額 (円)
		内容	幅員 (m)	延長 (m)			

※番号の記載は、間伐実施箇所の番号を記入する。

※延長は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

4. 施業路整備

番号	申請 予定時期	整備の内容			管理者	施業 開始時期	補助金額 (円)
		内容	幅員 (m)	延長 (m)			

※番号の記載は、間伐実施箇所の番号を記入する。

※延長は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

様式3

(番 号)
年 月 日

愛知県知事殿

申請者 住 所
氏 名

人工林整備促進支援事前計画書の内容変更について

年 月 日付けで提出した事前計画書について、下記のとおり変更することを報告します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

別添のとおり（様式2）

(注) 計画変更の内容については、様式2及び別紙2によって、変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、その内容が対比できるように作成すること。

様式 4

人工林整備促進支援事業計画（実績）書

1 事業目的

2 事業実施森林

市（町村） 大字 字 番地（他 筆） （面積 ha）

3 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 事業内容（詳細は別紙 2 のとおり）

区 分	面積 (ha)	搬出 材積 (m ³)	延長 (m)	申請 とりまとめ (件)	補助金額 (円)
所 有 者 調 整					
保 育 間 伐					
間 伐					
森林作業道整備					
施 業 路 整 備					
関 連 事 務					
そ の 他					
計					

5 添付書類

- (1) 総括位置図（事業地の位置を示した 5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）
- (2) 事業地位置図（1 / 5, 000）
- (3) 実測図、測量野帳
- (4) 間伐に係る「伐採及び伐採後の造林の届出」に係る適合通知書等（写し）
- (5) 森林所有者との受委託契約書（ただし、補助事業者と（4）の届出者が同一の場合には添付を省略することができる。）
- (6) 誓約書（様式 5）
- (7) 作業記録、事業実施前後の写真
- (8) 所有者調整記録（様式 6）
- (9) 人工林整備促進支援事業助成要領（別紙）

（注） 1 （1）～（8）は実績報告のみ添付。

2 写真については、別表の撮影基準によるもの。

人工林整備促進支援事業 内訳書

1. 保育間伐

番号	申請 予定時期	事業 実施者	施行地			森林現況			伐採率等		所有者調整 対象面積 (ha)	施業 開始時期	補助金額(円)		
			市町村	大字・字	地番	面積 (ha)	樹種	林齢	伐採率 (%)	伐採予定 時期			保育間伐	所有者調整	計

※面積は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記入すること。材積は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

2. 間伐

番号	申請 予定時期	事業 実施者	施行地			森林現況			搬出方法等				所有者調整 対象面積 (ha)	施業 開始時期	補助金額(円)			
			市町村	大字・字	地番	面積 (ha)	樹種	林齢	間伐方法	作業 システム	伐採率 (%)	搬出材積 (m ³)			平均材積 (m ³ /ha)	間伐	所有者調整	計

※面積は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記入すること。材積は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

3. 森林作業道整備

番号	申請 予定時期	事業 実施者	整備の内容			管理者	施業 開始時期	補助金額 (円)
			内容	幅員 (m)	延長 (m)			

※番号の記載は、間伐実施箇所の番号を記入する。

※延長は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

4. 施業路整備

番号	申請 予定時期	事業 実施者	整備の内容			管理者	施業 開始時期	補助金額 (円)
			内容	幅員 (m)	延長 (m)			

※番号の記載は、間伐実施箇所の番号を記入する。

※延長は小数第1位を四捨五入し、単位止めで記入すること。

誓 約 書

このたび、人工林整備促進支援事業を実施する下記森林について、次の各条のことを誓約します。誓約に違反した場合は、事業による補助金相当額を返還します。

また、第1条に係る期間において、対象森林の地上権等の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合又は対象森林について売買、贈与等による所有権の移転をする場合は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、本誓約書の内容を承継します。

第1条 次の各号の場合を除き、事業実施終了年度の翌年度から起算して、5年間は皆伐及び転用しません。

(1) 対象森林の全部又は一部が、公用、公共用又は公益事業の用に供されるために転用されるとき

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき

第2条 事業実施年度において、本事業以外に国、市町村及びその他団体からの補助は受けません。

年 月 日
愛知県知事 殿

森林所有者 住 所
氏 名

事業実施者 住 所
名 称
代表者氏名

記

1. 事業実施森林

所在地	樹種	林齢	面積	備考

番号	森林所在地				森林簿等			現況・実測			森林所有者				同意取得	境界の確認		備考
	市町村	大字	小字	地番	樹種	林齢	面積 (ha)	樹種	林齢	面積 (ha)	氏名	住所	確認方法	確認日	取得日	確認方法	確認日	

注1 森林所有者の確認方法については、「森林簿」「林地台帳」「課税証明書」等の確認した書類等を記載する。

注2 同意取得日については、誓約書の取得日を記載する。

注3 境界の確認方法については、「現地立会」「代理人による現地立会」等を記載する。

(別紙)

※〈団体〉に支援事業の実施主体となる団体名を記入し、使用すること

人工林整備促進支援事業助成要領

(趣 旨)

この要領は、「愛知県補助金等交付規則」「あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱」「人工林整備促進支援事業実施要領」に定めるほか、人工林整備促進支援事業を〈団体〉が実施するのに必要な事項を定める。

(事 業)

第1 人工林整備促進支援事業（以下「支援事業」という。）は、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2の第1項の（1）に定める事業とし、その内容は、人工林整備促進支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）別記1のとおりとする。

(事業主体)

第2 支援事業の実施主体は、要綱第2の第2項に定める森林所有者及び林業経営体（以下「森林所有者等」という。）とする。

(事業対象)

第3 支援事業の対象は、実施要領別記2を満たし、面積が2ha未滿の森林とする。

(事前計画)

第4 支援事業を実施しようとする森林所有者等は、あらかじめ実施時期、実施予定箇所及び事業量等を記載した計画（実施要領様式1及び様式2）（以下「事前計画」という。）を作成し、〈団体〉に提出するものとする。

2 〈団体〉は、前項により提出のあった事前計画に記載された事業が、実施要領別記1及び別記2の事業内容及び事業対象であることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、愛知県と協議の上、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

3 〈団体〉は、第1項により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、知事に提出するものとする。

4 事前計画を提出した森林所有者等は、提出した事前計画の内容に変更が生じ、補助金額が増又は、20%以上減するときは、実施要領様式3により速やかに〈団体〉に報告し、事業対応の可否について確認する。また、原則として、事業完了後速やかに補助金交付の手続きを要綱第4及び第10により行うものとする。

(要綱に定める定額の額)

第5 要綱別表に定める当該事業に係る定額の額は、「森林環境保全整備事業

における標準単価の設定等について」に基づき知事が定める標準単価のとおりとする。

(事業実施の条件)

第6 支援事業の実施にあたって、誓約書（実施要領様式5）を森林所有者と事業実施者の連名で作成するものとする。

2 前項の誓約に違反した場合は、補助金相当額を愛知県に返還すること。

(事業実施)

第7 森林所有者等は、適正に支援事業を行うものとする。

(実績報告及び交付申請)

第8 支援事業が完了した森林所有者等は、事業完了後速やかに要綱第10第2項に定める補助金交付申請書（要綱様式第6号）に事業実績書（実施要領様式2）を添えて〈団体〉に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9 〈団体〉は、補助金交付申請書の内容を審査した上で、検査を実施し、補助金の交付が適当であると認められる場合は、補助金を確定し、要綱様式第2-2号により補助金の交付決定及び額の確定の通知を行うものとする。

2 検査については、「造林事業等検査要領」に準じて行うものとする。

(補助金の交付)

第10 〈団体〉は、補助金の交付決定及び額の確定後、請求書（要綱様式第9-1号）に基づき、補助金を交付する。

(書類の提出)

第11 この要領に基づく書類は、〈団体〉に提出するものとする。提出期限については、〈団体〉が別途定める期限とする。

2 要綱及び実施要領の様式について、愛知県知事を〈団体〉に置き換えるものとする。ただし、実施要領様式5の誓約書については、愛知県知事あてとする。

(補則)

第12 その他必要事項は、〈団体〉が必要に応じて、愛知県と協議の上、別途定めることとする。